

定 款

(平成21年6月19日改定)

カルチュア・コンビニエンス・クラブ 株式会社

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社と称し、英文では、Culture Convenience Club Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) フランチャイズチェーンシステムによる書籍、雑誌、文房具、事務用品、玩具、コンピュータ及び同附属装置、コンパクトディスク、ビデオテープ、デジタルビデオディスク、ゲームソフト、その他の音響・映像媒体商品及びその再生機器の販売並びに賃貸についてのコンサルタント事業
- (2) 前号に伴う加盟店への経営指導、情報処理、情報提供に関する業務及び発注代行業務並びに加盟店の募集
- (3) 書籍、雑誌、文房具、事務用品、玩具、コンピュータ及び同附属装置、コンパクトディスク、ビデオテープ、デジタルビデオディスク、ゲームソフト、その他の音響・映像媒体商品の卸販売、販売、賃貸及びリース
- (4) コンパクトディスク、ビデオテープ、デジタルビデオディスク、その他音響・映像媒体商品の包装加工、在庫管理、出荷管理及び配送業務
- (5) コンピュータ機器、ビデオ機器、オーディオ機器、デジタルビデオディスク機器、その他家庭用電子機器及び同附属装置の卸販売、販売、賃貸、リース並びに保守サービス
- (6) コンピュータ機器、ビデオ機器、オーディオ機器、デジタルビデオディスク機器、その他家庭用電子機器及び同附属装置の包装加工、在庫管理、出荷管理並びに配送業務
- (7) コンパクトディスク、ビデオテープ、デジタルビデオディスク、その他音響・映像媒体商品の原盤の企画、制作、管理、運営及び印税の管理
- (8) 音響・映像媒体、コンピュータ等のソフトウェアの企画、録音、制作、製造、販売、使用許諾及びそれらにかかわる技術指導並びにマネジメント
- (9) 貨物自動車運送事業
- (10) 貨物運送取扱事業
- (11) 食料品、酒類、煙草、衣料品、家庭用日用雑貨品の開発、販売及び商品輸出入に関する代理業務
- (12) 写真業及び宅配業等の委託取次業
- (13) 飲食店、喫茶店、遊戯場、スポーツ施設、宿泊施設、コンピュータ技術教室、カラオケルーム、駐車場、洗車場及びプレイガイドの経営
- (14) 映画及びビデオ上映用施設の経営
- (15) 店舗用備品・消耗品・印刷物・衣料品の企画及び販売
- (16) 衣服その他衣料用繊維製品、装飾雑貨、装身具、貴金属及び皮革製品の販売
- (17) 宝くじ受託販売
- (18) ポスターの販売
- (19) 菓子類の販売
- (20) 自動販売機の企画開発、賃貸、管理及び販売
- (21) 不動産の売買、譲渡、斡旋、賃貸、仲介及び管理
- (22) 店舗デザインの企画設計、建築工事の設計、施工、請負、監理及び製図業務

- (23) 防犯設備の販売、リース及び取付工事の請負
 - (24) 店舗設備及び什器類の販売、賃貸並びにリース
 - (25) 企業の経営管理及び販売活動に関する人材育成のための教育並びに教材の企画、制作及び販売
 - (26) 映画、演劇、演芸、放送番組、テレビ番組、ラジオ番組の興行、配給、上映、放送及び仲介斡旋業
 - (27) 映画、ビデオ、テレビ番組、ラジオ番組、その他映像、音楽等による情報媒体の総合的研究、企画、主催、制作、販売、賃貸、輸出入及び入場券、チケット等の委託販売
 - (28) 各種催事の企画、制作、運営、興行及び請負
 - (29) 放送法に基づく放送事業及び委託放送事業
 - (30) 放送番組、ビデオソフトの放映権の取得、買付け、輸出入及び販売並びに自主制作
 - (31) アーティストのプロモーション及び販売促進
 - (32) 作詞、作曲、編曲、写譜の受託
 - (33) 情報処理サービス及び情報提供サービスに関する業務とそれらに関するコンサルティング
 - (34) 市場調査情報の処理、管理及び販売に関する業務並びにダイレクトメール広告の受託、発送代行業務
 - (35) 商標権、肖像権、意匠権、著作権、著作隣接権、工業所有権、ノウハウ、その他の無体財産権の取得、利用の開発、使用許諾、保全、管理、賃貸及び譲渡並びに仲介業務
 - (36) インターネット、その他通信ネットワークを利用した広告業及び通信販売業
 - (37) インターネット、その他通信ネットワークを利用した各種情報の配信に関する業務
 - (38) 古物売買業及び古物の輸出入に関する代理業務
 - (39) 損害保険代理業及び生命保険募集に関する業務
 - (40) 物品の荷役、梱包、入出荷、保管及び管理業務
 - (41) 金銭貸付及び金銭貸借の媒介並びにクレジットカード取次業
 - (42) 有価証券の保有及び売買
 - (43) 財務処理業務及び各種計算事務の代行
 - (44) 労働者派遣事業
 - (45) 一般旅行業
 - (46) 広告業
 - (47) 通信販売業務
 - (48) データ通信サービス業
 - (49) ポイントサービス（カード等）の運営業務
 - (50) 出版業及び出版物の販売業並びに輸出入業
 - (51) キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の肖像、署名、愛称等を使用したもの）の企画、販売及び使用せしめる権利の管理
 - (52) 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資事業
 - (53) 前各号に関連する業務
- 2 当社は、前項各号及びそれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を 大阪市北区 に置く。

（機関）

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会

(4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、757,362,240株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使に関連する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む)に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役は、20名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(解任方法)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって解任することができる。

2. 前項の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役で

あった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号の額の合計額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第29条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(解任方法)

第31条 監査役は、株主総会の決議によって解任することができる。

2. 前項の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号の額の合計額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当財産の除斥期間)

第41条 配当財産がその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。